

## メディアとしての「児童虐待」

K・M・H

子どもが危機的状況にあると憂えられ、彼らの  
人権が謳い上げられる。そして、その所産として  
メディアに浮上し、人々の耳目を脅かすのが、  
「児童虐待」という情報……。子どもたちを暴力  
から護ろう、早期発見と早期対応、そのためのシ  
ステムの確立をと、関係者たちは活氣づくのだ。  
最近の児童相談所が扱う事例には、「児童虐待」  
の通告に基づくものが増え続けていると言う。と

ころで、一体、どのような事態を「虐待」とみな  
すかについては、現在、次のような定義に依拠し  
ているらしい。すなわち、①身体的暴行、②保護  
の怠慢・拒否、③性的暴行、④心理的虐待、さら  
に、⑤棄児・置き去り、⑥保護者による家への閉  
じこめ、などが付加されているということだ。  
とすれば、一目瞭然の棄児の場合は別として、  
それ以外は、誰か第三者が、ある状況を「虐待」

と抱えて通告していくことになる。どんそこの親は、子どもに暴力を振つてゐるらしい、満足に食べさせてもらひないようだ、あるいは、誰それの子どもはいつも青アザが絶えない、などのように……。児童相談所の扱う事例が増えたとは、こうした通告が増えたということだろうし、それだけ他人の親子関係に関心が向いているということから。

育児不安や家族の崩壊、それに、親になるには未成熟すぎる大人たちの増大もあって、いわゆる常態とはみなし難い親子関係が目立つことは確かかも知れない。しかし、それらが、マメに通告されると、考えてみれば不思議な現象ではないだろうか。何故なら、人々が自己の世界だけに閉じこもつて、他人への関心を失い、結果として近隣の相互関係が失われて地域社会が解体したと

は、くり返し主張されて定説化してゐる言説だからである。近隣関係の消滅と反比例する近隣への関心……。これが物語るものと、一体、どう考えることが出来るのだろう。



子どもが生命の危機にさらされるという現象は、様々なかたちで、歴史のなかに出現し、その都度、人々の耳目を驚かしてきた。たとえば戦争、たとえば疫病の大流行、あるいは大飢饉……。そして、とりわけ、子どもに関係の深いのは、中絶や間引きなど、誕生以前の、もしくは誕生直後の子殺しの例であろう。私どもは、江戸時代末期に、くり返し出された間引き禁止の通達や、子育ての奨励書を読む機会を持つてゐる。それらは、言葉を尽くして語つてゐた。生まれた子どもを殺すこと、あるいは未生以前にその生命を

抹殺することがいかに非道であるか、と……。

この時代に、子殺し関係の言説が活発化したことをめぐっては、既に幾つかの解釈が試みられている。それらを整理するなら、大別して、次のような二つの見解を抽出することが可能だろう。す

なわち、「子どもの発見」などと命名している

子ども観の革新が、その一つ。未成熟な身体を精神が「小型の大人」のそれでなく、「保護」と

「教育」に値する「子ども」そういうカテゴリーに属すること、そして、「子ども」なる

ものの始まりは、誕生以前の胎児の時にしるしづけられることなど、子どもをめぐる新しいまなざしが、子殺しを忌避し、それを咎める方向へ動いたのは当然と言ふべきだらう。未だ「人ではない」もののように無難作に扱われていた生命への、改めての注視……。

そして、いま一つは、農村人口の減少に伴う、為政者たちの人口政策であったとされる。都市の

発生、市場経済の進展が農村人口の流出を促す。

農業経済に基盤を置き、農村共同体に支えられた幕藩体制にとって、それは、看過し得ぬ危険な動向であった。子どもを産み、それぞれの家で丁寧



に育てる」と、そして家業を見習わせ、家の後継者を養成すること、それに加えて、労働力として家をささえる第二子、第三子も重要である、ということであれば、子殺しの禁止と子育ての奨励が、俄かに為政者たちの視野に緊急事項として浮かび上つても不思議はない。

と、こう考えるなら、幕末に活発化した子殺しをめぐる言説は、「子殺し」という現象そのものの増大を示すにまして、それらに寄せられた「まなざし」の変化を物語るものといい得よう。子どもは古くから間引かることもあつたし、中絶されることもあり、棄てられることがあつたろう。しかし、それが、特別に注目に値し、論じるに値することとしてメディアに浮上してきたのが、この時代だつたということだ。

最近、メディアの上で目立つてきた「児童虐待」をめぐる言説を、江戸末期のこれらの動きと、重ね合わせて考えることは容易だろう。たとえば、このところ、しばしば話題とされる「子どもの人権」の問題は、かつての時代の「子ども発見」の歴史と、そして、出生率の低下への配慮は、農村人口減少対策のそれと……。子どもの人権が注視され、少子化傾向が憂えられるとき、子どもらが置かれている危機的状況が、常にもまして肥大化して見えてくるものだ。

人権問題は、国連総会で採択された『子どもの権利条約』と、その批准をめぐる国際的・国内的な動向と無縁ではない。周知のように、国際連合が、「児童が、幸福な生活を送り、かつ、自己と社会の福利のためにこの宣言に掲げる権利と自由を享有することができるよう」と、『児童権利宣言』を採択したのが、一九五九年十一月二十日であった。そして、その三十周年に当たる一九八〇

九年十一月二十日、かつての権利宣言をより具体化し、かつ、加盟国に対する法的拘束力を強化するため、改めて採択されたのがこの「条約」であった。

そこには、「經濟的搾取・有害労働からの保護」「誘拐・売買・取引の防止」「死刑・拷問等の禁止」、あるいは「武力紛争における子どもの保護」など、開発途上国や紛争地域に顕著な問題もが把握されていることは歴然である。従って、家庭や学校での暴力行為や、いじめの問題などとの

厳しいものにするとしたら……。暴力を振るう親や教師をたしなめたり、戸のしまった家の前で寒がっている子どもを、一寸の間自分の家に誘い込んで温まさせてやつたりする。そうしたさり気ない行為を忘れて、すぐに通告という手段が取られがちだとすれば、そのことを、私どもは、どう考えるべきなのだろうか。

それに、新しい『子どもの権利条約』は、何よりも先ず、子どもの主体性を主張している。わが国の『児童憲章』が、「児童は人として尊ばれる」という有名な一文に象徴されるように、受動態の文章を多用して無意識のうちに子どもを受け身の存在に追いやっていたのに比すとき、明白なちがいがここにあるとされている。たとえば、「権利条約」は次のように謳い上げるのだ。「子どもは表現の自由への権利を有する」、「いかなる子どもも、プライバシー、家族、住居または通信を恣意的にまたは不法に干渉されず、かつ、名譽おして、周囲の親子を見るまなざしをギクシャクと

よび信用を不法に攻撃されない」と……。とすれば、親子間に生じたことを、第三者が「虐待」と判断し、そこに介入することはプライバシーへの干渉にならないのか、否か。

私どもが、「人権」という美名のもとに、安易によりかからうとしている「条約」は、このくらい厳しく、底の深いものだ。幾分大げさに言えば、「子ども観」「親子観」の変革を要請されてさえいる。それらをふまえた上で、「子どもの危機」に対する扱いを熟慮せねばならないということだ。新しい「条約」が謳い上げているような、緊急に満ちた子どもと大人の関係が出来上がったとき、子どもらの問題はどのような装いを取り、メディアは何を主題化するだろうか。

出生率の低下をめぐる言説も、恐らく、私どもの子どもを見る眼をえていきつたるのだろう。為政者側が慌しく打ち出す保護や育成の措置を、彌縫的にすぎると批判することは容易だろ

う。しかし、わが国の将来から子どもの姿が消えていくという予想は、私どもを不安がらせ、子どもを見る眼を無意識裡に変えてしまうのだ。それでいて、私どもは、身近にいる他人の子どもたちと、どんな関係を作り出していけばよいかについて、未だ、何も擱まえてはいない。

こうした状況のなかで、新しく起つたり、束の間に消えていつたりする子ども論議、そしてメディアでの現れ方に対しても、私どもは、どう対処していくべきなのか。それらを、賢いふみ台とするためには……。これから、折にふれて、本誌上をも賑わすことになるだろう「児童の人権」やら「児童の危機」「児童虐待」をめぐる言説に対して、それをどのように読むかということが、さし当たつての課題と言えよう。